

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

長寿介護課

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答】

介護給付費準備基金の活用については、保険料改定時に検討します。

第9期介護保険事業計画においては、第8期まで第13段階であった保険料段階を第16段階まで増やしています。また、第1段階・第2段階・第3段階は公費により保険料の軽減を行っています。

長寿介護課

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【回答】

他自治体の状況も踏まえ、研究します。

長寿介護課

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

他自治体の状況も踏まえ、研究します。

長寿介護課

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【回答】

施設入所等の食費、居住費の補助については、介護保険負担限度額認定制度を実施していますが、自治体独自の補助制度については、他自治体の状況も踏まえ、研究します。

(2)介護保険サービス

長寿介護課

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【回答】

総合事業のサービス利用については、地域包括支援センターが適切に介護予防ケアマネジメントを行うことで、現行相当サービスの必要な利用者が必要なサービスを利用できるよう調整しています。

現行相当サービスの報酬単価は、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定するものとされており、当市は国が規定する単位数としています。

長寿介護課

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

【回答】

当該サービスは、過疎地や中山間地域などの「特定地域」におけるサービスであり、現状では当市はあてはまらないものと考えています。

長寿介護課

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【回答】

福祉用具貸与の対象品目の拡充について、国の介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会にて検討をされています。また、軽度者の福祉用具貸与については、国の基準に基づき手続きをしており、「例外給付」の仕組みを活用しています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

長寿介護課

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【回答】

各事業所の現状把握に努め、財政支援の必要性について研究します。

長寿介護課

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【回答】

施設整備については、待機者の実態把握を含め、その必要性を把握することに努め、適切に対応していきます。

長寿介護課

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

【回答】

特例入所については、施設において入所者の選考に係る委員会を設置し、適切に適用していると考えておりますが、広報の必要性について研究します。

★(4)介護人材確保

長寿介護課

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】

介護職員の処遇改善については、介護職員等処遇改善加算の取得を促すことに努めていきます。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【回答】

各事業所の現状把握に努め、財政支援の必要性について研究します。

長寿介護課

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】

一人夜勤及び長時間労働については、現状把握に努めます。

長寿介護課

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【回答】

地域密着型サービス事業所については、運営指導の際に勤務体制を確認しておりますが、県指定の施設サービスについて、実態調査の必要性について研究します。

★(5)高齢者福祉施策の充実

福祉課・長寿介護課

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【回答】

令和7年7月1日より、高齢者の補聴器購入費用の一部を補助する制度を実施しています。また、無料検診事業については、情報収集に努めていきます。

福祉課・長寿介護課

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【回答】

《福祉課》

今後、広く障がい者の外出支援につながる方策について、他市町の状況などを参考にしながら研究します。

《長寿介護課》

85歳以上の方にはタクシーチケット配布を行い、65歳以上にはふれ愛タクシー事業において市内への外出支援を行っています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

長寿介護課

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【回答】

市町村認知症施策推進計画については、令和9年度からの第10期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と一体的に策定する予定です。

長寿介護課

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【回答】

認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」については、岩倉市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業に登録した方のうち、希望者は市が保険会社と契約する個人賠償責任保険に無料で加入することができます。

長寿介護課

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【回答】

現在、岩倉市認知症ケアパス等により認知症の早期受診・診断・治療について周知しています。認知症の早期発見の必要性について、引き続き周知するとともに、無料検診事業についても研究します。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

長寿介護課

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

【回答】

策定委員会の傍聴は可能です。会議資料及び議事録を市ホームページにおいて公表しています。また、パブリックコメントを実施する予定です。

長寿介護課

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

【回答】

当市の高齢者の状況や介護サービスの提供状況を分析し、必要なサービス量を推計したうえで、的確な事業計画の策定に努めます。

★(8)障害者控除の認定

長寿介護課

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

障害者控除の認定は、要支援2以上の人を対象としています。要支援1等への拡大については、他の自治体の動向など情報収集に努めます。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

市民窓口課

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

平成30年度からの制度改革により、市町村は愛知県から示される標準保険料率を参考に保険税率を決定することとされているため、収納率や繰越金の状況を見ながら、税率の改正及び繰越金の活用額を検討していきたいと考えています。

市民窓口課

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【回答】

剰余金（繰越金）については、一定の金額を税率引き下げに使っています。

★(2)保険料(税)の減免制度

市民窓口課

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

低所得世帯に対する減額措置として、均等割額や平等割額の2・5・7割の減額制度がありますが、現時点で拡充の予定はありません。

市民窓口課

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

現時点で拡充の予定はありません。

市民窓口課

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【回答】

収入減少を理由とした減免措置として、前年所得要件は400万円以下、所得減少割合は3分の2以下を要件としています。税制改正により、給与所得控除が増額となりましたが、要件等は据え置きとしています。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

市民窓口課

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【回答】

現在はマイナ保険証への移行により、資格証を交付しておらず、特別療養費の対象者はいません。

今後につきましても、機械的に処理するのではなく、個別の事情を適切に把握したうえで対応するよう愛知県が作成した手順書に示されており、この手順書により適切に運用していきます。

税務課

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答】

滞納者の生活実態把握に努めており、法に基づき滞納処分の停止、欠損処理などを実施しています。

税務課

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答】

生活困窮に陥ることがないように、各種調査を行った上で、法に基づき差押を行っています。

★(4)保険料(税)の統一への対応

市民窓口課

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

【回答】

被保険者数の減少や小規模保険者の増加等が進む中、将来にわたり国保財政を安定的に運営していくためには、統一化は必要であると考えます。

市民窓口課

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

【回答】

同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)となる完全統一を目指す上で、減免制度においても統一化を前提に検討することは必要であると考えます。

(5)傷病手当金・出産手当金

市民窓口課

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【回答】

国・県の財政支援が終了した以降、限られた保険税を財源として実施するには税率の増額が見込まれ、その場合には被保険者に対して更なる負担が発生することから、制度の創設は難しい状況です。

(6)一部負担金の減免制度

市民窓口課

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】

一部負担金の減免制度については、国の基準に沿って実施をしており、基準の変更は考えていません。

市民窓口課

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】

ホームページ等で周知を行っています。

★(7)資格確認書の発行

市民窓口課

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【回答】

国の方針に従い、資格確認書はマイナ保険証を所持していない人及び要配慮者を発行対象としています。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

福祉課

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【回答】

手当については現在、財政的な検討を行ってませんが、国による制度変更等に注視し適切に対応します。

福祉課

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【回答】

憲法第 25 条及び生活保護法（以下「法」という。）を順守し、生活保護が必要な方には必要な手順を踏み適正に生活保護を開始し、生活を援護しています。

また、法第 2 条には「この法律の定める要件を満たす限りこの法律による保護を無差別平等に受けることができる。」と規定しており、当市においても保護請求権を保障しています。申請時には、法第 27 条の 2 の規定に基づき必要な助言などを行います。社会福祉協議会など関係機関と情報共有を行い、保護が必要だと思われるケースに対しては、相談者の状況を把握し、適切かつ迅速な保護の実施に努めています。

福祉課

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【回答】

社会福祉協議会など関係機関と情報共有を行い、保護が必要だと思われるケースに対しては、相談者の状況を把握し、適切かつ迅速な保護の実施に努めています。

福祉課

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】

住居のない人への相談についても丁寧な聞き取りと迅速な対応を実施責任のルールに従い、適切に対応をしています。生活保護の受給者が県の許可を受けた施設に入所した場合、ケースワーカーは定期的に施設に訪問するなど、受給者の自立助長に向けた支援を施設と連携をして行っています。

福祉課

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【回答】

平成30年7月1日を施行日として、一時扶助における家具什器費の見直しが行われ、冷房器具の購入に必要な費用の支給が認められていることから、対象者には適切に案内を行い、対応をしています。また、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度を案内するなどしています。

福祉課

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】

申請者との面談を通じて、扶養の期待ができないことが明らかな場合など、扶養の履行が期待できない者には調査を行わないなど適切に運用しています。

福祉課

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【回答】

生活保護申請時の車の所有に関しては、自立助長の観点から使用の可否について検討をしています。

福祉課

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【回答】

国の基準に従い適切に対応しています。

福祉課

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【回答】

単身の女性宅への訪問には複数で対応するなど配慮しており、また担当ケースワーカー以外でも、経理担当などの女性職員と相談ができるようになっています。

福祉課

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】

ケースワーカーなどの専門職を含む正規職員などは、社会福祉主事資格者として

います。また、研修については、職員の資質向上のため研修会に参加するなど、その充実に努めています。

福祉課

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【回答】

就労支援は、就労支援員だけではなく、ハローワークとの緊密な連携やケースワーカーとの取組み、生活困窮者支援事業と連携して就労準備支援事業を実施するなどして取り組んでいます。

福祉課

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

【回答】

国の支給事務マニュアルに従い適切に対応するとともに、支援の必要な方に対しては、丁寧な説明を行い支給につながるよう努めます。

(2)生活困窮者支援

福祉課

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【回答】

自立相談支援事業は事業開始以来同一法人に委託しており、一体的に取り組んでいます。福祉課生活保護担当の隣に相談室があるため、連携して対応をしています。

福祉課

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【回答】

自立支援相談室では、生活に関する幅広い相談のうち、取り分け相談の多い、家計、傷病・障害の事に関する相談に丁寧に対応しています。また、関係機関とも緊密に連携することで、相談につながるケースも増えています。

福祉課

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【回答】

自立した生活が送れるよう、相談を通じて必要な機関や制度につなげるなど相談者と一緒に取り組んでいます。

福祉課

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成

事業を創設・拡充してください。

【回答】

家計相談を通じた支援により、必要なものが必要な時に購入できるよう一緒に考えています。また、社会福祉協議会の貸付制度を案内するなど社会福祉協議会とも連携して取り組んでいます。

4. 福祉医療制度

市民窓口課

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

【回答】

県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、社会情勢や他市町村の状況も踏まえて実施していきたいと考えています。食事療養費の助成は、県内の状況も踏まえ、現時点で助成対象とする予定はありません。

市民窓口課

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

【回答】

子ども医療費助成は、令和4年4月診療分より18歳の年度末まで拡大しています。

市民窓口課

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【回答】

精神障害者保健福祉手帳1、2級の所持者に対し、一般診療について助成対象としています。また、自立支援医療(精神通院)対象者についても、精神通院分を助成対象としています。

市民窓口課

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】

長寿介護課のひとり暮らし老人の認定を受けた住民税非課税世帯に属する税法上の被扶養者になっていない人を対象として、自己負担の全額助成を市単独事業で実施しています。

市民窓口課

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】

福祉医療制度については、県の補助制度を基本としており、新たに制度を創設することについては、現時点で考えていません。

5. 子どもの権利保障

福祉課・こども家庭課

(1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP
Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとり
くみを支援してください。

【回答】

《福祉課》

学習支援の取組は平成 27 年度から始めており、学習の「場」だけでなく子どもの
「居場所」となることも目的としています。小学生低学年からでも参加は可能です。
「こども食堂」等への支援については、社会福祉協議会とともに地域の関りを含め
研究をしていきます。

《こども家庭課》

児童館では中高生専用タイムを設定し、小学生だけでなく、中高生世代の居場所
づくりを推進しています。また、令和 6 年 4 月にこども家庭センターを設置し、子
育て家庭の相談体制等の整備に努めているところです。

こども家庭課

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、
専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【回答】

当市は令和 6 年 4 月に「こども家庭センター」を設置し、健康課の母子保健機能
とこども家庭課の児童福祉機能を包含して、健康こども未来部長がこども家庭セン
ター長を兼任し、統括支援員を配置しました。

児童相談センターや関係機関と連携し、児童虐待の防止及び早期発見を推進し、
必要な家庭の支援を行っています。また、利用者支援会議などで情報共有を図って
います。

今後も、こども家庭相談体制の整備・拡充に努めます。

(2)就学援助制度の拡充

学校教育課

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯としてください。

【回答】

平成 30 年度に、これまで生活保護基準額の 1.1 倍であった基準を、1.2 倍へ拡
大しており、現時点ではこのままの基準で運用することを考えています。受給割合
は、約 10%で県内自治体に比べて高く、その他にも第 3 子以降の学校給食費無償化
事業を拡大するなど、就学援助以外の支援も行っています。

学校教育課

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】

直近では、令和元年度から卒業記念品を、令和 3 年度からオンライン学習通信費
を対象としており、県内自治体に比べて支給内容は充実しています。

学校教育課

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請
できることを周知徹底してください。

【回答】

申請の受付は、学校と市窓口のどちらでも可能としています。

また、年度途中でも申請できることを含め、制度の周知については、年2回の広報紙への掲載、年度当初の全児童生徒への案内ちらしの配布、10月に開催する就学时健康診断、2月に開催する入学説明会における案内チラシの配布のほか、ホームページへの掲載や市内小中学校を通じて、周知啓発に努めています。

★(3)義務教育無償化

学校教育課

①小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】

小学校給食費は、令和8年4月から国の学校給食費の抜本的な負担軽減事業（いわゆる給食無償化）の開始に伴い、当市の給食費と国の補助基準額との差額を市が負担することにより、無償化としています。

中学校給食費は、増額分を市が負担することにより、保護者の負担を軽減しています。また、令和6年度から、これまでの「義務教育期間にある児童生徒を3人以上養育している世帯の保護者」から「満6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子等を3人以上養育している保護者」に対象者を拡大して、第3子以降の子の学校給食費の無償化を行っています。

学校教育課

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

【回答】

子育て支援策については、その在り方として、どのような施策を実施していくことが子どもや子育て世帯にとって伴走型の支援になるかという視点を大切にしながら、施策全体の充実を図っていく必要があると考えています。

学校給食費の無償化についていえば、財源の確保を含めて長期的な視点に立ち取り組んでいく必要があると考えています。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

こども家庭課

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】

国は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施の際に、食材料費については保護者に負担いただくという考え方を維持することとしました。本市としてもこの国の考え方に従い、保護者にご負担いただくこととしています。

なお、本市では、保育園や認定こども園等の給食費については、国基準通り所得の低い世帯等に対して副食費の免除を実施し、それに加えて、令和6年度から、市独自で、副食費免除の対象となる児童については主食費も免除としています。

また、新制度未移行幼稚園についても同様に、副食費に加えて、市独自で主食費も補足給付の対象としています。

こども家庭課

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

【回答】

当市の公立保育園は、自園で調理しています。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

こども家庭課

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【回答】

当市では、1歳児の配置基準を4対1、4歳児の配置基準を25対1としてきました。

また、公立保育園では、全園で異年齢保育を実施して3歳児から5歳児で20：1の配置としていることから、おおむね国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を満たしている状況です。

私立園においても、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を満たしている状況にあります。

こども家庭課

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

【回答】

当市では、平成30年度に策定された公共施設再配置計画に基づき、公立保育園2園と児童発達支援施設を統合し、公設公営で新たな保育園の整備を進めています。

今後の保育施設の整備については、子ども・子育て会議にはかり、子ども・子育て支援事業計画に沿って進めていきます。なお、令和7年6月から育休退園を廃止しました。

こども家庭課

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【回答】

保育施設等への指導監査については、引き続き実地検査を原則とし、各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めています。また、監査は、保育業務に精通しているこども家庭課の職員が行っています。

こども家庭課

④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

【回答】

当市では、こども誰でも通園制度は学校法人及びNPO法人が実施しております。

対象施設に対しては、事業の円滑な実施に向け、環境整備等に向けた補助を行いました。

6. 障害者・児施策

福祉課

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【回答】

市独自で行っている心身障害者扶助料の支給を引き続き行えるよう努めます。

福祉課

★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1) 自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。
- 2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。
- 3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

【回答】

- 1) 障がい者が、地域で安心して生活できるよう社会資源を整備することは、重要なことと考えます。地域生活への移行を進めるため、適宜、事業所へ情報提供、働きかけを行い施設整備に向けた支援に努めます。
- 2) グループホーム運営費や家賃に対する補助などの財政支援につきましては、事業所の安定的な運営のために重要なことと考えます。独自補助の実施については、近隣市町の動向に注視したいと考えています。
- 3) 夜間の職員体制の改善や医療的ケアの提供体制確保のための財政支援につきましては、利用者と施設職員の安全確保のために重要なことと考えます。独自補助の実施については、近隣市町の動向に注視したいと考えています。

福祉課

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。
- 2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。
- 3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

【回答】

- 1) 居宅介護等の支給時間数については、個別の事情を勘案したうえで、必要と考えられる時間の支給決定を判断しています。
- 2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画において、他の障害福祉サービスと同様に訪問系サービスについても、提供体制の確保に向けた数値目標を定めています。
- 3) 移動支援の登録事業所に支払う事業費が適正なものとなるよう努めます。

福祉課

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

- 1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。
- 2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。
- 3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

【回答】

- 1) 関係部署と連携し待機児等となっている障がい児の把握に努めます。
- 2) 国の制度の中で対応します。
- 3) セルフプラン率の上昇については、適切なサービス提供体制の確保のための課題と捉えており、地域自立支援協議会相談支援部会では、今いる相談支援専門員を守るため、相談員が疲弊しないよう悩みを共有する場を設けています。また、同部会では、相談支援体制の拡充に向けた取組を検討、実施しています。

福祉課

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

【回答】

当市では、基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを併設し、市と連携して障がい者虐待の防止に努めています。今後も、身近な相談機関として障がい者虐待防止センターがあり、虐待に繋がる可能性のある家族の介護負担の緩和のための相談を一体的に受けていることを周知していきます。加えて、施設で発生した虐待案件を検証し、再発防止に向けた事業所への指導に繋がっていきたいと考えています。

福祉課

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

介護保険の対象となる方には、制度を説明した上で利用申請をするようお願いしています。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に基づき、原則介護保険法による介護給付を優先としますが、一律な取り扱いとしていたわけではありません。ケアプランに基づき不足分に障がい福祉サービスを充てることや、また介護保険にはない障がい特有のサービスの利用を希望する場合、障がいの特性により介護保険施設の利用ができない場合など、個人の状況を勘案して障がい福祉サービスの継続利用を認めるなどの対応を行っています。

7. 予防接種

健康課

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

【回答】

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、接種費用のうち 3,500 円、带状疱疹ワクチンの定期接種は、接種費用のうち使用するワクチンに応じて 2,500 円と 6,500 円を自己負担していただいています。市民税非課税世帯等の人については、全額市が助成し、無料で接種しています。

健康課

- ★②流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

【回答】

子どものインフルエンザワクチン及び 50 歳以上を対象とする带状疱疹ワクチンについては、一部助成の事業を実施しています。

高齢者肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づいて実施する定期接種で、1回の接種と定められていますので、現在のところ2回目を任意で接種される方の助成まではしていません。

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンについては1回のみ一部助成の事業を実施しており、障害者のインフルエンザワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設ける予定は現在ありませんが、今後、他市町の状況も参考にして研究します。

8. 健診・検診

健康課

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】

産婦健診は2回分を公費で負担しています。

健康課

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【回答】

5歳児健康診査については、健診の実施方法、実施内容の検討及び関係機関との調整など、実施に向けて準備を進めているところです。

健康課

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】

妊産婦歯科健診として、妊娠中または産後1年までの間に受診できる歯科健診1回分を公費で負担しています。

健康課

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】

保健センター（健康課）については、常勤で1名配置されています。また、必要に

応じて、常勤以外に複数を配置し事業を実施しています。
現在のところ、常勤で複数配置することは考えていません。

9. 地域の保健・医療

健康課

①公立病院の経営形態を維持してください。

【回答】

当市には、自治体病院がありません。

健康課

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【回答】

当市には、自治体病院がありません。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

市民窓口課

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【回答】

国民健康保険制度の国庫負担については必要な事項を判断し、機会をとらえて要望したいと考えています。

市民窓口課

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】

現時点で意見書を提出することは考えていません。

長寿介護課

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

【回答】

国に対しては機会をとらえて要望したいと考えます。利用料の負担と給付については、必要な方が利用できるよう把握に努めていきたいと考えます。

福祉課・長寿介護課

④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

【回答】

《福祉課》

共同生活援助事業所など夜間の人員配置が必要となる事業所職員の労働環境の向上は、利用者の安心・安全な生活の確保につながるものであり、1人夜勤体制の解消などの対策が必要であると考えています。引き続き介護・福祉労働者の夜勤の労働環境の改善について国、県などへの働きかけに努めます。

《長寿介護課》

夜勤の労働環境の改善には、市独自では困難な部分もありますので、国による適正な介護報酬設定や雇用主による取組が必要であると考えます。

福祉課・長寿介護課

⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

【回答】

《福祉課》

障害福祉サービス事業所等が安定的に事業運営し、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう処遇改善を含む必要な措置を講じることを市長会を通じて要請しています。

《長寿介護課》

安定雇用のための処遇改善には、市独自では困難な部分もありますので、国による適正な介護報酬設定や雇用主による取組が必要であると考えます。

長寿介護課

⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

【回答】

機会を捉え、要望したいと考えます。

市民窓口課

⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【回答】

機会を捉え、要望したいと考えます。

当市においては、令和4年4月診療分より、18歳の年度末までを対象として、自己負担の全額助成を市単独事業で実施しています。

学校教育課

⑧中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】

引き続き、市長会等を通じて要望していきます。

福祉課

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

【回答】

障害者・児の「暮らしの場」となる社会資源の整備に必要な措置を講じることを機会を捉え要請していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

市民窓口課

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

【回答】

現時点で意見書・要望書を提出することは考えていません。

長寿介護課

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

【回答】

機会を捉え、要望したいと考えます。

市民窓口課

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

【回答】

機会を捉え、要望したいと考えます。

当市においては、令和4年4月診療分より、18歳の年度末までを対象として、自己負担の全額助成を市単独事業で実施しています。

学校教育課

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

【回答】

県懇談会等を通じて要望していきます。

健康課

⑤地域に必要な病床を確保してください。

【回答】

当市には、自治体病院がありませんが、地域に必要な病床数の確保は必要ですので、県の動向を見守りたいと考えます。

長寿介護課

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

【回答】

愛知県の地域医療介護総合確保基金を活用した補助金については、補助対象事業者へ周知をしています。

以上